

川崎市病院局規程第 5 号

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程（平成17年川崎市病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総合診療科その他の診療を担当する科（川崎病院にあっては室、部及びセンターを含み、井田病院にあってはセンターを含む。以下「診療科」という。）の部中第3号を削り、同部の次に次の1部を加える。

医療技術部

リハビリテーション技術科

- (1) 理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の実施に関する事。
- (2) 器械、器具等の管理に関する事。

放射線技術科

- (1) 放射線検査及び治療に関する事。
- (2) 放射性物質、放射線室等の管理運用及び放射線機械器具の管理に関する事。

臨床検査科

- (1) 細菌学的検査、病理解剖学的検査、生理学的検査、生化学的検査その他試験検査に関する事。
- (2) 器械、器具、薬品等の管理に関する事。

食養科

- (1) 栄養管理、栄養指導に関する事。
- (2) 患者の給食に関する事。

ME科

- (1) 生命維持管理装置の操作及び保守管理に関する事。
- (2) 病院内他の所管に属しない医療機器の保守管理に関する事。

第4条第1項の表検査科の部第1号中「病理解剖学的検査」を「病理解剖学的検査、生理学的検査」に、「その他試験検査に関すること」を「その他試験検査に関するもののうち臨床検査科の所管に属しないこと」に改め、第2号を削り、同表中

「

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師等の配置並びに指導教育及び研修企画に関すること。
- (3) 在宅医療及び看護に関すること。

食養科

- (1) 栄養指導に関すること。
- (2) 患者の給食に関すること。

」

を

「

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師等の配置並びに指導教育及び研修企画に関すること。
- (3) 在宅医療及び看護に関すること。

」

に改め、臨床研究支援室の部の次に次の1部を加える。

医療情報システム室

- (1) 医療情報システムの管理及びデータ保護に関すること。

- (2) 医療情報システムに関わる情報セキュリティに関すること。

第4条第1項の表MEセンターの部を削り、同条第2項の表診療科の部中第3号を削り、同部の次に次の1部を加える。

医療技術部

リハビリテーション技術科

- (1) 理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の実施に関すること。
- (2) 器械、器具等の管理に関すること。

放射線技術科

- (1) 放射線検査及び治療に関すること。
- (2) 放射性物質、放射線室等の管理運用及び放射線機械器具の管理に関すること。

臨床検査科

- (1) 細菌学的検査、病理解剖学的検査、生理学的検査、生化学的検査その他試験検査に関すること。
- (2) 器械、器具、薬品等の管理に関すること。

食養科

- (1) 栄養管理、栄養指導に関すること。
- (2) 患者の給食に関すること。

ME科

- (1) 生命維持管理装置の操作及び保守管理に関すること。
- (2) 病院内他の所管に属しない医療機器の保守管理に関すること。

第4条第2項の表検査科の部第1号中「病理解剖学的検査」を「病理解剖学的検査、生理学的検査」に、「その他試験検査に関すること」を「その他試験検査に関することのうち臨床検査科の所管に属しないこと」に改め、第2号を削り、同表中

「

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師等の配置並びに指導教育及び研修企画に関する
こと。
- (3) 在宅医療及び看護に関すること。

食養科

- (1) 栄養指導に関すること。
- (2) 患者の給食に関すること。

」

を

「

看護部

- (1) 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- (2) 看護師、准看護師等の配置並びに指導教育及び研修企画に関する
こと。
- (3) 在宅医療及び看護に関すること。

」

に改め、MEセンターの項を削る。

第5条第4項中「、MEセンター」を削り、同条第5項中「食養科」を「リハビリテーション技術科、放射線技術科、臨床検査科、食養科及びME科」に改め、「、MEセンター（井田病院に限る。）に副所長」を削る。

第8条第4項中「又は課（食養科を含む。）」を「、課又は科」に改める。

別表川崎病院の項中

「

を
「
血液透析室
」

血液透析室
医療技術部
リハビリテーション技術科
放射線技術科
臨床検査科
食養科
ME科
」

に、
「
看護部
食養科
」

を
「
看護部
」

に、
「
臨床研究支援室
」

を

「

	臨床研究支援室	
	医療情報システム室	

」

に改め、「MEセンター」を削り、同表井田病院の項中

「

	歯科口腔外科	
--	--------	--

」

を

「

	歯科口腔外科	
	医療技術部	
	リハビリテーション技術科	
	放射線技術科	
	臨床検査科	
	食養科	
	ME科	

」

に、

「

	看護部	
	食養科	

」

を

「

|

看護部

|

」

に改め、「MEセンター」を削る。

(川崎市病院局企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員の職名等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは食養科」を「、リハビリテーション技術科、放射線技術科、臨床検査科、食養科若しくはME科」に改める。

(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程（平成17年川崎市病院局規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

設置場所		出勤記録管理者となる 職
川崎市病院局事務分掌規程（平成17年川崎市病院局規程第2号。以下「分掌規程」という。）第2条第1項に掲げる室		庶務を担当する担当課長
分掌規程第2条第2項に掲げる課		課長
分掌規程第2条第3項に掲げる病院	事務局の課	課長
	科及び部（部相当の室及びセンターを含	庶務課長

	む。)	
--	-----	--

(川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部改正)

第4条 川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

6 級	1	課長又は担当課長の職務
	2	食養科長の職務

」

を

「

6 級	課長又は担当課長の職務
-----	-------------

」

に、

「

6 級	1	課長又は担当課長の職務
	2	副薬剤部長の職務
	3	副看護部長の職務
	4	食養科長の職務

」

を

「

6 級	1	課長、科長又は担当課長の職務
-----	---	----------------

	2 副薬剤部長の職務
	3 副看護部長の職務

」

に改める。

(川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程の一部改正)

第 5 条 川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程（平成 1 7 年川崎市病院局規程第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「食養科長」を「科長」に改める。

(川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第 6 条 川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程（平成 2 8 年川崎市病院局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

課長、食養科長又は担当課長	課長
---------------	----

」

を

「

課長又は担当課長	課長
----------	----

」

に、

「

課長、副薬剤部長、副看護部長、 食養科長又は担当課長	課長
-------------------------------	----

」

を

「

課長、副薬剤部長、副看護部長、 科長又は担当課長	課長
-----------------------------	----

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。